

10月20日から 健康保険証としても利用可能に

問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

対応する一部の医療機関や調剤薬局(以下「対応機関」)で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。申し込みの方法などは、次の通りです。

Q どうやって使うの?

対応機関は順次増えていく予定です。詳しくは厚生労働省 HP をチェック! ▶▶▶



▲対応機関はこのステッカーとポスターが目印



そもそも… マイナンバーカードって?

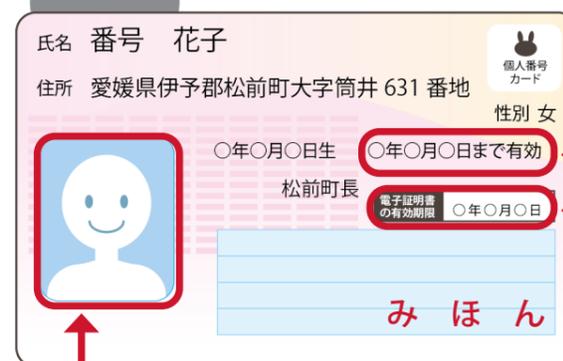
マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真付き・ICチップ搭載のカードです。本人確認時の身分証明書になるほか、ICチップに入っている利用者証明用電子証明書(以下「電子証明書」)を利用して電子申請ができるなどとても便利。記載内容や特徴は次の通りです。

Information

皆さんのマイナンバーをお知らせするために国から送付された「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されました。引っ越しや氏名の変更などで通知カードの記載事項が住民票と違う場合、マイナンバーの証明書として使用できません。



おもて 対面での身分証明書に!



●有効期限
カードの有効期限(申請時の年齢が20歳以上なら10回目の誕生日まで、20歳未満なら5回目の誕生日まで)と電子申請などに必要な、電子証明書の有効期限(申請時から5回目の誕生日まで)が記載されています。

●顔写真
顔写真付きなので、なりすましなど対面での悪用は困難です。

●ICチップ
税や年金などプライバシー性の高い個人情報が入っていないため、カードの紛失でこれらの情報が漏れる心配はありません。



●マイナンバー
マイナンバーを利用するには、顔写真付きの身分証明書による本人確認が必要なので、番号を見られただけでは悪用は困難です。

▶利用申し込みに必要なもの

マイナンバーカード、電子証明書の暗証番号(マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁)

▶利用申し込みができる場所

自宅(スマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応機種)かパソコンとICカードリーダーがある場合)、町民課窓口、セブン-イレブン店舗内のセブン銀行ATM

▶申し込み方法

1 スマートフォンかパソコンから、マイナポータル(<https://myna.go.jp/>)にアクセスする。

アプリのダウンロードはこちらから ▶▶▶



※ セブン銀行ATMを使う場合は、トップ画面で「マイナンバーカードでの手続き」を選びます。

2 「健康保険証利用の申込」を選ぶ。

3 利用規約などを確認して、同意する。

4 マイナンバーカードをかざすか挿入して、電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力する。

▶注意事項

電子証明書の有効期限(右ページ参照)が過ぎている場合は、利用申し込みができません(再発行手続きは町民課へ)。

電子証明書の暗証番号は、3回連続で間違えるとロックがかかります(解除手続きは町民課へ)。

▶健康保険証としての使い方

対応機関の受付にあるカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔認証が電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力する。



※ 子ども医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給者証、重度心身障がい者医療費受給者証、生活保護受給者の医療券はマイナンバーカードの健康保険証利用の対象外です。

※ 現時点对応機関は限られていますので、医療機関等を受診するときは上記資格者証はもちろん、健康保険証も必ずお持ちください。

Q 使うメリットは?

A 次のようなメリットがあります

1 健康保険証としてずっと使える

就職・転職・引っ越しをしても、保険証の受け取りを待たずにマイナンバーカードで受診できます。
※ 今までと同じく医療保険者への加入・脱退手続きは必要です。

2 限度額を超える医療費の一時支払いが不要に

高額療養費制度の利用が簡単に! 限度額適用認定証がなくても、窓口で限度額を超える医療費の支払いが免除されます(国民健康保険の人は、滞納がないことなど条件あり)。

3 健康情報が閲覧できる

マイナポータルで、自分の特定健診結果や薬の情報が見られます。

4 確定申告の医療費控除が簡単に

医療費の領収書を管理しなくても、マイナポータルで医療費通知情報が管理できるほか、e-taxに連携することで確定申告をオンラインで完結できます。

マイナンバーカードには、
持っていて便利な機能がたくさん。
この機会に、おさらいしましょう!

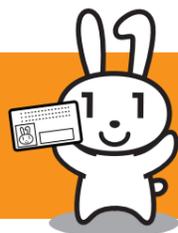


町民課住民係
うおお 魚尾 綾乃

特集 使える、広がる マイナンバー カード

問 町民課住民係 ☎ 985-4105

そろそろ作るう、マイナンバーカード



マイナンバーカードを作るには交付申請書(右の見本参照)が必要です。これは、地方公共団体情報システム機構から皆さんに郵送されています。

この機会に申請方法を確認し、あなたもマイナンバーカードを作りませんか？



交付申請書を持っている人

▶スマートフォンから申請する

- 1 スマートフォンで顔写真を撮影する。
- 2 スマートフォンで交付申請書の QR コードを読み取る。
- 3 申請用 Web サイトでメールアドレスを登録する。
- 4 申請者専用 Web サイトの URL が届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する。

▶パソコンから申請する

- 1 カメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存する。
- 2 申請用 Web サイト (<https://net.kojinbango-card.go.jp>) にアクセスする。
- 3 交付申請書に記載の申請書 ID (半角数字 23 桁) を入力し、メールアドレスを登録する。
- 4 申請者専用 Web サイトの URL が届いたら、顔写真を登録し、必要事項を入力する。



交付申請書を持っていない人

▶交付申請書をダウンロードして郵送する

- 1 申請用 Web サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse-yubin/>) にアクセスする。
 - 2 交付申請書をダウンロードする。
- ※ 以下右上「郵送で申請する」と同じ。封筒もダウンロードできます。

▶町民課窓口で交付申請書を再発行して郵送する

本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)を持って町民課住民係(☎ 985-4105)までお越しください。その場で交付申請書を再発行します。顔写真付きの本人確認書類がない人は、事前にお問い合わせを。



▶郵便で申請する

- 1 交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真(6カ月以内に撮影したもの)を貼り付ける。
- 2 交付申請書に同封されていた返信用封筒を使って郵送する。

交付申請をサポートします 顔写真の無料撮影& 時間外の臨時窓口開設

町民課住民係で、顔写真を無料で撮影するなど交付申請に関するサポートを実施中。下記取扱時間内に、交付申請、受け取りのほか、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定などもできます。必要書類など詳しくはお問い合わせを。

▶マイナンバーカード取扱時間

- 【平日】9時～16時
※第3木曜日のみ19時15分まで
【第2土曜日】9時30分～16時(要予約)
☎町民課住民係 ☎ 985-4105

Interview 土曜日の臨時窓口を利用



山本可奈子 さん=恵久美=

自動車関係の手続きをオンラインで行うため、マイナンバーカードを作りました。

平日は16時までに役場に行くことが難しかったため、スマートフォンから申請後、カードの受け取りで土曜日の臨時窓口を利用しました。予約制だから待ち時間もなく、10分程度でスムーズに終了したのでよかったです。

マイナンバーカードで、もっと便利に



証明書のコンビニ交付

住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書を、もっと手軽に取得できたらいいなと思ったことはありませんか？

マイナンバーカードを使えば、役場に行かなくても、近所のコンビニで取得することができます。利用の手順は次の通りです。



▶利用に必要なもの

マイナンバーカード、電子証明書のパスワード(マイナンバーカード交付時に設定した数字4桁)

▶利用できるコンビニ

全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートなど

▶利用できる時間

毎日6時30分～23時
※ 年末年始(12月29日～1月3日)と保守点検日(不定期)を除く。

▶注意事項

電子証明書の期限切れや暗証番号のロックにご注意ください(詳細は、3ページ記載の内容と同じ)。

▶取得できる証明書の種類と手数料

証明書の種類	料金	注意事項
住民票の写し	300円	<ul style="list-style-type: none"> 松前町に住民登録がある本人か同一世帯の人の現在の住民票しか取得できません。 本籍、続柄、個人番号の記載の有無を選択できます。住民票コードは記載できません。 亡くなった人、住民票から除かれた人の住民票は取得できません。
印鑑登録証明書		<ul style="list-style-type: none"> 松前町で印鑑登録をしている本人の証明書しか取得できません。
戸籍証明書(全部事項証明・個人事項証明)	450円	<ul style="list-style-type: none"> 松前町に本籍がある本人か同一戸籍の人の現在の謄本(抄本)しか取得できません。 除籍や改製原戸籍は取得できません。 戸籍の届出(出生や婚姻など)を受理後、証明書を取得できるまで、1週間程度必要です。 住所が松前町外の人でも、本籍が松前町であれば利用できます。
戸籍の附票の写し	300円	

▶利用手順

次の1～4の通りです。店舗により順番や画面が異なることがあります。



1 コンビニのマルチコピー機で、「行政サービス」を選択する。

2 所定のカード置き場にマイナンバーカードを置き、電子証明書の暗証番号(数字4桁)を入力する。

3 必要な証明書を選択する。

4 手数料を入れ、発行された証明書を受け取る。
※ カードの取り忘れにご注意を。